平成２３年（フ）第１９７８号
名古屋市中区栄５丁目18番５号
債務者　株式会社スズヤジュエリー
代表者代表取締役　古川　洋三
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　真人
4　破産債権の届出期間　平成23年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月１日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４５号
熊本市健軍３丁目17番22号
債務者　株式会社熊本照設
代表者代表取締役　江波喜久夫
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉井　秀広
4　破産債権の届出期間　平成23年９月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月25日午前11時
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２０号
長崎県五島市栄町６番地９
債務者　合名会社川口分店
代表者代表社員　川口　達三
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古坂　良文
4　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月18日午後１時30分
長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第９９号
岐阜県海津市南濃町吉田201番地１
債務者　ダイカホームズ合資会社
代表者代表社員　伊藤　正彦
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤玲央奈
4　破産債権の届出期間　平成23年10月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月30日午後３時30分
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
兵庫県西脇市野村町1794番地の87
債務者　株式会社寺尾商事
代表者代表取締役　石田　房枝
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貞本　幸男
4　破産債権の届出期間　平成23年10月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第１１６５号
堺市西区鳳北町２丁80番地40、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区野崎町１番25号新大和ビル２階205号室
債務者　有限会社ガレージドリーマー
代表者取締役　岩本真由美
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　　澄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月31日午前10時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２３１号
兵庫県宝塚市美座２丁目18番３号
債務者　丸富建設株式会社
代表者代表取締役　丸富　昌潤
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福間　則博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午前10時
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２４１０号
札幌市白石区菊水元町７条２丁目６番25号
債務者　三宝鋼産株式会社
代表者代表取締役　石田　一夫
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神戸　俊昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午後３時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４１７号
岐阜市鏡島1166番地６
債務者　有限会社ベイス
代表者代表取締役　前田　靖之
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　智洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月18日午前10時15分
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第８８５号
京都市左京区修学院檜峠町47番地11
債務者　石田　隆夫
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　義治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月18日午前11時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３０６号
兵庫県宝塚市安倉南２丁目１番５号
債務者　有限会社箱田測量事務所
代表者取締役　箱田　安博
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春名　一典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午前10時30分
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３３８号
埼玉県本庄市中央１丁目６番28号
債務者　有限会社長谷見商店
代表者清算人　長谷見賢治
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波多野孝彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午前11時
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４５０号
新潟市中央区女池神明３丁目３番地12
債務者　株式会社ボンオーハシ
代表者代表取締役　土田　美秋
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月９日午前11時30分
新潟地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２１号
長崎県五島市武家屋敷３丁目６番１号
債務者　川口　達三
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古坂　良文
4　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第２２号
長崎県五島市武家屋敷３丁目６番１号
債務者　川口　比粋
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古坂　良文
4　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月18日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第１０８２号
京都市北区雲ヶ畑出谷町２番地
債務者　久保工務店こと　久保　敏之
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　宏之
4　破産債権の届出期間　平成23年10月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係